改

正

案

現

行

(傍線の部分は改正部分)

調査吉果長を欠のようこ主める。
以下「定期調査等」という。)の項目、方法及び結果の判定基準並びに
う。)第十二条第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する点検(
に基づき、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」とい
則」という。) 第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規
/ > > .

目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項

第 ととする。 果が同表 定に基づき、 に限る。)に応じ、 に規定する点検においては損傷、 定期調査等は、 別表 欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定するこ 同表 (い) 欄に掲げる項目(ただし、 施行規則第五条第二項及び第五条の二第一 (ろ) 欄に掲げる方法により実施し、その結 腐食、その他の劣化状況に係るもの 法第十二条第二項 項 の規

を付加することができる。の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準第二、特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果

第三 第一の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛

及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。同条第二項に規定する点検(以下「定期点検」という。)の項目、方の第十二条第一項に規定する調査(以下「定期調査」という。)及基づき、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」といという。)第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規

目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項

第 検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る第一項の規定に基づき、別表(い)欄に掲げる項目(ただし、 ものとする。 を定める場合を除く。 応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表 くは点検の方法若しくは結果の判定基準について、 て定める場合 欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。 項に掲げる調査又は点検の項目、 定期調査及び定期点検は、 特定行政庁が規則により施行規則第五条第二項又は第五条の二 (調査若しくは点検の項目について削除し又は調査若し 腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)に)にあっては、当該規則の定めるところによる 施行規則第五条第二項及び第五条の二 方法又は結果の判定基準につい より緩やかな条件 (は

別表 兀 部 物 の 内 建築 区画 防火 項から第 する区画 令第百十 の状況 又は同条 三項まで 令第百十 項に規定 二条第九 二条第一 項から第八項(令 項の規定に適合し 令第百十二条第九 用され、 第百二十九条の二 令第百十二条第 ない場合を除く。 全館避難安全性能 が適用され、かつ の二第一項の規定 ないこと。ただし 繕等が行われてい に影響を及ぼす修 令第百二十九条 一項の規定が適 かつ全館 別表 物 兀 の内部 建築 防火 区画 する区画 三項まで 項から第 令第百十 又は同条 二条第一 令第百十 0) 二条第九)状況 令第百十二条第 かつ全館避難安全 規定が適用され、 ないこと。ただし 項の規定に適合し 令第百十二条第九 が適用され、 第百二十九条の二 項から第八項(令 ていない場合を除 す修繕等が行われ 性能に影響を及ぼ の二の二第一項の 令第百二十九条 二第一項の規定 かつ

特定建築物について規則を定めようとするときは 定建築物」 として法第十二条第 より特定行政庁が指定する特定建築物 生上支障がないと認める場合においては、 領目の 号に掲げる建築物で安全上、 査会の同意を得なければならない。 調査結果表は、 という。 部を適用しないことができる。 又は同条第一 施行規則第五条第三項の規定に基づき、 につい 項の政令で定めるものを除く。 一項に規定する特定建築物 防火上又は衛生上特に重要であるもの 規則で、 (同項に規定する国等の 法第十二条第一 この場合におい 第 に規定する定期調査等 (法第六条第 あらかじめ 以下 て 項の規定に 別記のと 国等の特 国等の 建築物 建築 項第 第二

おりとする。 調査結果表は、 施行規則第五条第三項の規定に基づき、

第四

おりとする。

別記のと

(三 (
画を構造のを (防火区) 画を構造のを (防火区) 画を構造のを (大に規定す (大に規定す (大に規定す (大に規定す (大に掲げる各) (大に掲げると) (大に掲げると) (大に掲げると) (大に掲げると) (大に掲げると) (大に担じると) (大にしても) (大にし	= +	
が行われていな が行われていな が行われていな が行われていな が行われていな が行われていな が行われていな の規定に適合にあっては の規定に適合にあっては の規定に適合にあっては がで入ばす修繕 で名館避難安全性能に がつ、全館避難安全 を終すが行われていな がで入ば第十二条 のは、こと。 では、第一項の規定に適合し では、第一項のは第十二条 を終すが行われていな がで、と。ただし を解すて又は第十三条 をの二第一項の規定に適合し をいると。 では、かっ、全館避難安全 を終すると。 を終すると。 がで、と。 がで、と。 がで、と。 がで、と。 がで、と。 がで、と。 がで、と。 がで、と。 がで、と。 がで、と。 がにあっては がっ、全館が行われていな がっ、全館が行われていな がっ、全館があると。 がっ、全館があると。 当時では、 がっ、全館がある。 がは、 がの、全館がある。 がは、 がの、と。 がは、 がの、と。 がの、と。 がの、と。 がに、 がの、と。 がに、 がの、と。 がの、と。 がの、、 がの、と。 がの、、 がの、 がの、 がの、 がの、 がの、 がの、 がの	部 す に 室 壁 分 る 面 内 の	
全 適 二 令 で 一 。 か げ 場 が 響 避 れ 項 二 。 に は 十 。 に を あ れ ぼ 全 館 用 第 第 又 項 令 に る 合 行 を 難 、 の 十 た 適 第 二 。 適 除 っ て す 性 避 さ 一 百 は か 第 該 各 を わ 及 安 か 規 九 だ 合 十 条 合 く て い 修 能 難 れ 項 二 第 ら 百 当 号 除 れ ぼ 全 定 条 し し 三 第 し 。 は な 繕 に	画 (構 は 造 、構 る に 耐 一 時 で 防 造 準 の 耐 造 準 適	状るに第二二令 に第二二令 がまず項に第二 がよるに第二 がよるに第二 がよるに第二 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、 でのは、
全 適 二 令 で 一 。 か げ 場 が 響 避 れ 項 二 。 に は 十 。 に を あ れ ぼ 全 館 用 第 第 又 項 令 に る 合 行 を 難 、 の 十 た 適 第 二 。 適 除 っ て す 性 避 さ 一 百 は か 第 該 各 を わ 及 安 か 規 九 だ 合 十 条 合 く て い 修 能 難 れ 項 二 第 ら 百 当 号 除 れ ぼ 全 定 条 し し 三 第 し 。 は な 繕 に		
全 適 二 令 で 一 。 か げ 場 が 響 避 れ 項 二 。 に は 十 。 に を あ れ ぼ 全 館 用 第 第 又 項 令 に る 合 行 を 難 、 の 十 た 適 第 二 。 適 除 っ て す 性 避 さ 一 百 は か 第 該 各 を わ 及 安 か 規 九 だ 合 十 条 合 く て い 修 能 難 れ 項 二 第 ら 百 当 号 除 れ ぼ 全 定 条 し し 三 第 し 。 は な 繕 に		
		場が響避れ項 二。には十。にをあれぼ 合行を難、の十た適第二 適除ってす。 をわ及安か規九だ合十条 合くてい修 除れぼ全 定条しし三第 し。はな繕

部すに室壁分る面内の	
防 (構 は 造 、構 る に 耐 一 火 造 準 の 耐 造 準 適 合 基 形 区 の 耐 壁 火 の 耐 合 基 準 運 壁 火 又 構 壁 火 す 準	画定三又第百 況区規の八耳
次に掲げる各号の 何れかに該当する こと。 二条第一項から第 二条第一項から第 二条第一項から第 二条第一項から第 十 三項(令第百二十 三項(令第百二十 三項が適用さ	・

令第百二十九条の項又は第十二項		令第百二十九条の		
二条第九項、第十(三) 令第百十		二条第九項、第十(三) 令第百十		
こと。		0		
規定に適合しな		に適合しないこと		
画 令第百七条の		令第百七条の規定		
規定による防力		による防火区画		
五項を除く。)の		を除く。)の規定		
合にあっては、		あっては、第五項		
行われていない場		れていない場合に		
を及ぼす修繕等が		ぼす修繕等が行わ		
難安全性能に影響		全性能に影響を及		
れ、かつ、全館避		かつ、全館避難安		
項の規定が適用さ		規定が適用され、		
九条の二の二第		九条の二第一項の		
八項(令第百二十		八項(令第百二十		
二条第五項又は第		二条第五項又は第		
(二) 令第百十		(二) 令第百十		
いこと。		کی		
火基準に適合しな		準に適合しないこ		
区画 一時間準耐		一時間準耐火基		
の規定による防火		定による防火区画		
十三項を除く		項を除く。)の規		
合にあっては、第		あっては、第十三		
行われていない場	<u>る。</u>)	れていない場合に		
を及ぼす修繕等が	る壁に限	ぼす修繕等が行わ	限る。)	
難安全性能に影響	を構成す	全性能に影響を及	する壁に	

(二) 令第百十 (二) 床 一時間準次に掲げる各号の (二) 未 (二) 本 (三) 本 (二) 本 (三) 本	と 準 定 項 あ れ ぼ 全 か 規 九 三 四 二 () 次 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	床) に成区床火又構床構るに耐一限す画(構は造、造準適火時 るるを防造準の耐の耐合基間。 。床構火の耐床火 火す準準	+
るるを防造準 適 大時 道 一	† (元 床	に	一時間準

令第百二十九条の	十三 十九条各 十九条各	五(令第百二十九	十三 十八条の
適合しないこと。		しないこと。	
七条の二の規定に		区画 令第百七条	
防火区画		の規定による防火	
。)の規定による		十二項を除く。)	
び第十二項を除く		は、第九項及び第	
って		ない場合にあって	
ていない場合にあ		繕等が行われてい	
す修繕等が行われ		に影響を及ぼす修	
性能に影響を及ぼ		全館避難安全性能	
つ、		適用され、かつ、	
定が適用され、か		二第一項の規定が	
二の二第一項の規		令第百二十九条の	
令第百二十九条の		項又は第十二項(
項又は第十二項(二条第九項、第十	
二条第九項、第十		(三) 令第百十	
(1:1)			
رح رح د		0	
規定に適合しない		に適合しないこと	
画		令第百七条の規定	
規定による防火区		による防火区画	
五項		を除く。)の規定	
合にあっては、		あっては、第五項	
行われていない場		れていない場合に	
を及		ぼす修繕等が行わ	
難安全性能に影響		全性能に影響を及	
れ、かつ、全館避		かつ、全館避難安	

	1		
十二十二		十二	
	る。) せるものに限 でるものに類	火扉、防火シ 防火設備(防	る 内 天 建 規 五 部 に 井 築 定 各 分 面 の 物 す 項 す 室 の る に
る る 主 近 上 ら 居 下 た じ 上 か	状設設た況 置備防の火	対応しに	
。確認する 段計図書	。確認する	設計図書	
しないこと。四項の規定に適合	しないこと。	四項の規定に適合令第百十二条第十	条第一項 の規定が適用され、かつ階 を性能に影響を及ぼす修繕等 が行われていない令第百二 がの規定が適用され、かつ全館 がの大は、第一項の規定が適用され、かっては、第一項の規定が適用され を関係のにの対した。 がの規定を終める。 がの規定を終める。 がの規定を終める。 がの規定を終める。 がの規定を終める。 がの規定を終める。 がの規定を終める。 がの規定を終める。 がの規定を終める。 がの規定を終める。 がの規定を終める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がの規定を必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がの規定が必める。 がの規定が必める。 がの規定を必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項の規定が必める。 がのは、第一項のの。 がのは、かのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がののの。 がののの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がのの。 がののの。 がのの。 がのの。 がののの。 がののの。 がののののの。 がのののののの。 がのののののののののの

										$\overline{}$	十八	$\widehat{}$											
況	合の状	にる其	規定	号口	一	三是	百六	二子	告示	建設	十	昭和	の状況	の設	ぐり	ける	備に	防火	され	に設	の通	その	階
	状 適	が準	す	に	<u> </u>	第	十	五.	第	省	年	四	況	置	É	3	お	設	た	置	路	他	段
に刷測等ウよの定にオ	ス鎖ト時	火産党	階の	ては、	い	とい	防火	下	火扉	にあ	した状	常時											
により 運	ストップ	火扉の閉防	階の主要	15、各	にあっ	いう。	火扉」	「常閉	以	ある防	/ 状態	閉鎖											
<u>~ = 1///</u>		h44 154		н			<u> </u>	しな		六													
								1	ロの知	十三	省告示第二千五百	和四一											
								いこと。	規定に適	号 第	第二	十八万											
									に適く	一第	五	四十八年建設											
									合	_	日	訤											
																							_
											十八												
																							_
ý.		1- 2	组	브)	十八	(1)		0		ı	借	₹ t	+	17		2-	
汉	合の出	についる基準	規定す	号ロビ		二号第		二千五)	十八	(1)	の状況	の設置	ぐり言	けるく	備にお	防火型	された	に設置	の通路	その仙	
	合の状 ギ			号口に等		三号第一ス		二千五火			十八 十八年 あ	(二) 昭和四 防		の設置	ぐり戸	けるく	備にお	防火設	された	に設置	の通路	その他	
				号口に 等によ		三号第 ストッ		二千五 火戸の			十八 十八年 あ	(二 昭和四 防火戸		の設置	ぐり戸	けるく	備にお	防火設	された	に設置	の通路	その他	
				号ロに 等により		三号第 ストップ		火戸の閉		建設省、各階の	 十八 十八年 あっては	(二 昭和四 防火戸に		の設置	ぐり戸	けるく	備にお	防火設	された	に設置	の通路	その他	
				号口に 等により	 一第一 ウォッチ	三号第 ストップ		火戸の閉		建設省、各階の	 十八 十八年 あっては	(二 昭和四 防火戸に		の設置	ぐり戸	けるく	備にお	防火設	された	に設置	の通路	その他	
				号ロに 等により	 一第一 ウォッチ	三号第 ストップ		火戸の閉		建設省、各階の	 十八年 十八年 あっては	(二 昭和四 防火戸に		の設置	ぐり戸	けるく		防火設	された	に設置	の通路	その他	
				号ロに一等により	 	三号第 ストップ		火戸の閉	告示第 主要な防	建設省、各階の	 十八年 十八年 あっては	(二 昭和四 防火戸に		の設置	ぐり戸	けるく		防火設	された	に設置	の通路	その他	
				号ロに一等により	 一第一 ウォッチ	三号第 ストップ		火戸の閉	告示第 主要な防	建設省、各階の	十八年 十八年 あっては 省告	(二 昭和四 防火戸に		の設置	ぐり戸	けるく		防火設	された	に設置	の通路	その他	

	ı																								
	Т																								
		る	ح	認	に	当	つ	場	録	点	実	年	だ	す	ょ	Ì	シ	力	す	じ	必	٤	認	ギ	動
		0	で足り	するこ	より強	該記録	ては、	合にな	がある	点検の記	施した	以内に	し、一	る。た	り測字	ジ等に	ヨンゲ	をテン	る	て閉鎖	要に亡	もに、	するし	— を 強	エネル
			<i>y</i>		1/住	- 政水		<i>(</i> (<i>)</i>)	ري ا	īL.	/_	<i>(</i> _	<u> </u>	/_	<u></u>	(<u> </u>	<u>ク</u>			政	心			1/住	10
(二 1 1 1 1 1 1 1 1 1																									
		確認士	録に ₁	、	あって	る場合	記録が		に実施し	三年以	ただし	認する	させて	等を佐	ヤツカ	な防火	階のよ	ては、	等にな	ヤツカ	。 。 		等に ₋	ンゲー	テンジ
る。 の の で 認す	りる。ことで足	確認する	録により	、当該記	あっては	る場合に	記録があ		に 実施し	三年以内	ただし、	認する。	させて確	等を作動	ヤツター	な防火シー	階の主要	ては、各	等にあっ	ヤツター	。防火シ		等により	ンゲージ	テンショ
る。 の の で 認す		確認する 	録により	、当該記	あっては	る場合に	記録があ		に実施し	三年以内	ただし、	認する。	させて確	等を作動	ヤッター	な防火シー	階の主要	ては、各	等にあっ	ヤッター		測定する	等により	ンゲージ	テンショ
		確認する	録により	、当該記	あっては	る場合に	記録があ			三年以内	ただし、	認する。	させて確	等を作動	ヤツター	な防火シー	階の主要	ては、各	等にあっ	ヤツター			等により	ンゲージ	テンショ

<u> </u>	
<u> </u>	
<u> </u>	
向 開 火 放 扉	
る り 目 。 確 視	
る り 目 。 確 視 認 に す よ	
通 3 号 で 修 能 が 規 二 項 項 項 項 第 日 は に に に に に に に に に に に に に に に に に に	
出又内第場が響避適条号号六二	
入はか三合行を難用第(又号十 口付ら項にわ及安さ一令は、三 に室バ第あれぼ全れ項第第条	
に 室 バ 第 あ れ ぼ 全 れ 項 第 第 条 係 に ル 十 っ て す 性 、 の 百 三 二 第	
+1	
ᆂᇬᆎᄢᄜᄜᄓᄱᄦᄞᆟᆔᄺᄜ	7 46
方の防況置置せ作鎖的しを又け備防以向開火。ののる動又に自感はるに火外 放戸、状設装さは閉動知熱煙お設の	るもに
	のあ
る り 目 。 確 視	
認 に す よ	
室が第あれぼ全れ項二項項一令	
室 バ 第 あ れ ぼ 全 れ 項 二 項 項 一 令 に ル カ っ て 性 、 の 十 第 第 百	
にルカってす性、の十第第項第 通コ号 てい修能か規九二第百 ずニ(な締につ定条号号六二 る 屋	
る 座 い等影階かの(人 大 号 十)	
入 は か 三合 行 を 難 用 第 第 第 第 条	
コスパ 第 5	

														+	(1=)														
損傷の	化及び	枠の劣	本体と	 	という	設備」	閉防火	下「常	備(以	防火設	にある	た状態	作動し	鎖又は	常時閉														
				- 1			- 1	.114		100		724	る。	り確認す	 														
							障があること。	備に限る。)に支	火設備又は防火設	に規定する特定防	条第十四項第二号	性能(令第百十二	遮炎性能又は遮煙	形又は損傷により	常閉防火設備の変	الدارا	規定に適合しない	十号を除く。)の	二号及び第三項第	第六号、第二項第	あっては、第一項	れていない場合に	ぼす修繕等が行わ	全性能に影響を及	、かつ全館避難安	の規定が適用され	十九条の二第一項	を除き、令第百二	る部分に限る。)
																													<u>=</u>
													$\overline{}$	+	(11)														
											状況	損傷の	化及び	枠の坐	本体と														
												• •	<u>る</u> 。	り確認す	<u> </u> 目視によ														
							あること。	限る。)に支障が	備又は防火設備に	定する特定防火設	十四項第二号に規	(令第百十二条第	性能又は遮煙性能	は損傷により遮炎		合しないこと。	く。)の規定に適	第三項第九号を除	第二項第二号及び	、第一項第六号、	い場合にあっては	等が行われていな	影響を及ぼす修繕	館避難安全性能に	適用され、かつ全	二第一項の規定が	百二十九条の二の	。)を除き、令第	に係る部分に限る

(11)	<u> </u>	$\exists + \equiv$	_
	—ı —ı	! →	

常閉防	ののる害動又の火常状放物とのは閉設閉況 置品な障作鎖備防		況動又ののは閉状作鎖	設閉況
目視によ	る。 確 視 認 す よ	足る 記は にある 記し 内 にある 記は、ある記 にある 記 にある 録 に	確認する の別数 の別数 で の別数 で の別数 で の別数 で の別数 で の の の の の の の の の の の の の の の の の の	な 階 常 の
常閉防火扉が開放	物品が放置されて		يكي	鎖又は作動しない常閉防火設備が閉

(11)) <u> </u>	
		— — — — — — — — — — — — —

常時閉	状 放 物 と の は 閉況 置 品 な 障 作 鎖 の の る 害 動 又	况	作鎖備防 動又の火 のは閉設
目視によ	る り E 確 裕 認 に す 』		鎖 選 要 な 階 の 実 は 作 閉 上
常時閉鎖の防火戸	作動に支障があることにより防		。 は作動しないこと 防火設備が閉鎖又

			I	
		施設等 避難		
) = =
	す る	第二項に規定		
				状 固 火況 定 扉
				る。 確 認 す
経等が行れれていない場合にあっては、令第百二十条 に適合しないこと	第百二十九条 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼすり を館避難安全性能 に影響を及びますり を館避難安全性能 に影響を及びますり ででいない場合又 が適用され、かつ を館避難安全性能 に影響を及びますり を発言二十九条 でいない場合又 が適用され、かつ を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	第百二十一条 (令第百二十条又は		状態に固定されて
		11 10		_
	• •			
		施五設		
			一十一一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十)
	· 道 路	五 避難 (一	一十(三)十(三)	
		施設等)	一十一一 一十二 一十 一十	十四との大戸の大戸の防御の防
		五 避難 (一	一十(回)十三) 十 四

号を除き、令第百十八条、第 一二十五条又は第百 二十五条又は第百 二十五条の二(令 がったは令によりでは がではのりでは がではのりでは がでいない場合に がでは がでする。	。いこと。ただし、 の規定に適合しなの規定に適合しなの規定に適合しないこと。 を発育工十九条第一項の規定に適合しないない場合。 を経に影響を必に適合しないない場合を を経験が行われていない場合を がない場合を がない場合を を発言工十九条第 を変全性能に影響を を変色に適合しない。 を変色に適合しない。 を変色に適合しない。 を変色に適合しない。 を変色に適合しない。 を変色に適合しない。 を変色に適合しない。 を変色に適合しない。 を変色に適合しない。 を変色に変更が、 を変色にない。 を変色に変更が、 を変色に変更を変更が、 を変色に変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変
帝第百十八条、第百二十四条、第百二十四条、第百二十九条の二(令事二十九条の二(令事二十九条の二(令事二十九条の二(令事二十四条等が適にあっては令等が適にあっては令等が適にあっては令等が過い。	一項の規定に適合しな 一項の規定に適合しな を及ぼす修繕に影画 合を除く。 合を除く。 合を除く。 一項の規定が適用され、かつと。 を及ぼす修繕に適合しながの場でが適当に を移っこのこのに を移っこのに が行われていない を移っこの が行われていなに が行われていない が高らしな を移っこの の規定が がの生態に がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいない がいる。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がい。 がいる。 がいる。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がい。 がい。 がい。 がい。 がいる。 がい。 がい。 がい。 がい。 がい。 がい。 がい。 がい

入口に係る部分に			は、令第百二十条		
は付室に通ずる出			ない場合にあって		
からバルコニー又			繕等が行われてい		
号、第九号(屋内			に影響を及ぼす修		
十三条第三項第一			全館避難安全性能		
十条並びに第百二			適用され、かつ、		
あっては令第百二			二第一項の規定が		
れていない場合に			令第百二十九条の		
ぼす修繕等が行わ			ていない場合又は		
全性能に影響を及			す修繕等が行われ		
れ、かつ階避難安			性能に影響を及ぼ		
項の規定が適用さ			、かつ階避難安全		
二十九条の二第一			の規定が適用され		
二十三条(令第百			百二十九条第一項		
二十二条又は第百			百二十二条(令第		
百二十一条、第百		1)	百二十一条又は第		<u> </u>
令第百二十条、第	階段階段	+	令第百二十条、第	- 階段 階段	+)
ないこと。			0		
)の規定に適合し			に適合しないこと		
び第三項を除く。			を除く。)の規定		
二十五条第一項及			第一項及び第三項		
第一項並びに第百			びに第百二十五条		
は令第百二十四条			二十四条第一項並		
ない場合にあって			にあっては令第百		
繕等が行われてい			われていない場合		
に影響を及ぼす修			及ぼす修繕等が行		
全館避難安全性能			安全性能に影響を		
が適用され、かつ			れ、かつ全館避難		
の二第一項の規定			項の規定が適用さ		
第百二十九条の二			二十九条の二第一		

令第二十三条、第二十四条又は第百二十四条第一項第二十四条では第百二十四条では第百二十四条では第百二十四条では一項第二号をでは一項第二号をでは一項第二号をでは一項第二号をでは一項第二号をでは一項第二号を	を除く。)の規定
二号十あれぼ全れ項第第、十一を四ってす性、の百百第	こ 規 と 定
令第二十三条、第二十四条又は第百二十四条(令第二十三条、第二十四条(令第百二十四条第一項第二十四条第一項第二十四条第一項第二十四条第一項第二十四条第一項第二十四条第一項第二十四条第一項第二十四条第一項第三十四条第一項第三十四条第一項第三十四条第一項第三十四条第一項第三十四条第一項第三十四条第一項第三十四条第一項第三十三条、第二十三条、第三十三十三条,第三十三十三条,第三十三十三条,第三十三十三条,第三十三十三条,第三十三十三条,第三十三十三条,第三十三十三十三条,第三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十	同二十九条の二の 三二十九条の二の 三二十九条の二の 三二十九条の二の 三二十九条の二の 三二十九条の二の 三二号、第三二十三条 一号を除き、令第 一号を除き、令第 一号を除き、令第 に影響を及ぼす修 でに第百二十条が 一号及び第十一号及び 第一項第一号及び 第二号、第二号、第二 一号を除き、令第

t) (+		↑ +	
難 れ 設 屋 階 た け 外 段 避 ら に		難れ設屋階たらに	
令第百二十三条第 大条の二第一項の 規定が適用され、 かつ全館避難安全 がつ全館避難安全	かつ全負 性能に影響を及び の規定に適合しな の規定に適合しな の規定に適合しな の規定に適合しな	中国 (令第百二十三条第一項 (令第百二十三条第	九条の二第一項の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大力を持ちます。一項を終うの規定に適合しないようの規定に適合しないこと。
t î		☆ 弁	
難れ設屋階たけ外段避らに		難れ設屋階たけらに	
令第百二十三条第 二項(第百二十九 の規定が適用され の規定が適用され を性能に影響を及	お かつ全館過費 を全性能に影響を をで第六号を除く 及び第六号を除く 及び第六号を除く とないまのの規定に適合	1、いつと盲産権 項の規定が適用さ 東の二の二第一 一項(令第百二十	二十九条の二の二 第一項の規定が適 第一項の規定が適 第百二十四条第一 でに適合しないこ と。

																						九	+					
																							特別避					
状 汽 	確保の	面積の	造及び) の 構	いう。	室」と	に 付	以下単	付室(文は	いう。	<u></u> と	ルコニ	に「バ	以下単	= - (バルコ	定する	号に規	項第一	条第三	一十三	令第百					
を除く。) の規定 十号及ひ第十二号	ら第三号まで、	あっては第一号	れていない場合	ぼす修繕等が行わ	全性能に影響を及	、かつ全館避難	の規定が適用され	十九条の二第一項	を除き、令第百	。)及び第十二日	に係る部分に限っ	室に通ずる出入	バルコニー又は付	第十号(屋内か	第一号、第二号、	い場合にあって	等が行われてい	影響を及ぼす修繕	階避難安全性能に	が適用され、か	九条第一項の規定	三項(令第百二十	令第百二十三条	°	定に適合しないこ	号を除く。)の日	っては第二項第二	ていない場合にあ
<u> </u>	第	\J.4	<i>(</i> _	42	<u>汉</u>	女	<i>\$</i> U	垻		号	<u>ව</u>	<u>H</u>	11)	9		14	な		(_	*)	<u></u>		第			况	_	Ø,
																						九)	+					
																						難						
状況	: 確保の	面積の	造及び) の構	いう。	室」と	に「付	以下単	付室()又は	いう。	<u> </u> と	ルコニ	に「バ	以下単	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	バルコ	定する	号に規	項第一	条第三							

一、令第百二十九条	況				九条	一、令第百二十九条	況			
ないこと。ただし	置の状			<u> </u>	ただし	ないこと。た	置の状			
三の規定に適合し	画の設		備等	十四四	合し	三の規定に適合	画の設		備等	十四四
令第百二十六条の	防煙区	防煙壁	排煙設	<u></u>	条 の 	令第百二十六条	防煙区	防煙壁	排煙設	<u></u>
	況						状況			
	窓の状						る窓の			
	できる						のでき			
	ことの						くこと			
	て開く						つて開			
	向かつ			$\overline{}$			に向か			$\overline{}$
	外気に			<u>+</u> <u>-</u>			の外気			+
(略)	付室の			<u></u>		(略)	付室等			<u></u>
	況						状況			
	動の状						作動の			
	備の作			<u> </u>			設備の			$\overline{}$
ないこと。	排煙設			+		ないこと。	の排煙			+
排煙設備が作動	付室の			<u></u>	動し	排煙設備が作動	付室等			<u></u>
							況			
							置の状			
							備の設			
							排煙設			
							° ⊘			
							という			
	況						室等」			
合しないこと。	置の状						下「付			
十八号の規定に適	備の設						室 (以			
省告示第千七百二	排煙設			<u>+</u>	٥	れていないこと。	又は付			<u>+</u>
昭和四十	付室の			<u></u>	設置さ	排煙設備が設	階段室			<u></u>
l 7,					3	。 い 近 と し た い				
- 111111111111111111111111111111111111	_	_	_	_	- 1 - 1 - 1 - 1	一こ窗~~~~~~	_	_	_	_

場合を除く		_			
		ていない場合を除し			
		す修繕等が行われ			
		性能に影響を及ぼ			
		かつ全館避難安全			
		規定が適用され、			
		九条の二第一項の			
		合又は令第百二十			
		行われていない場			
		を及ぼす修繕等が			
		難安全性能に影響			
		用され、かつ階避			
		第一項の規定が適			
		、令第百二十九条			
		ないこと。ただし			<u> </u>
備	十七	二の規定に適合し	備		十七
排煙設		令第百二十六条の	排煙設		$\widehat{\underline{}}$
		<.		I	
		ていない場合を除			
		す修繕等が行われ			
		性能に影響を及ぼ			
		かつ全館避難安全			
		規定が適用され、			
		九条の二第一項の			
		合又は令第百二十			
		行われていない場			
		を及ぼす修繕等が			
		難安全性能に影響			
		用され、かつ階避			
		第一項の規定が適			

)	+ =	$\widehat{\Xi}$
																等	の設備	その他
																ーター	畑エレベ	世 非常用
備排 パと口降下口降又	况 保	: 積	及	<i>の</i>	う。	<u></u>	口		下]	降	すっ	に	第	三	1	<u> </u>	用令
備排。と一降下一降又厚の煙が、等口「魚」以降取り、	況保の状	: 積の確	及び面	の構造	う。 ・	とい	ロビー	乗降	下単に	以	降ロビ	する乗	に規定	第三項	三の三	条の十	二十九	令第百
れ お 担 て 恒	1														こと。	規定	<u>+</u>	令筆
れていない。															٥	足に適合	一の三等	令第百二十九条
れていないこと。																ロしない	十三の三第三項の	-九条の
	· II																<i>V)</i>	
																	<u>+</u>	<u>=</u>
																等	の設備	その他
																	備エル	他 非常用
>= III /# III	ilse ze	<i>r-</i> +•	77			1				,	17.57	1				ター		
況 置 備 排 ビ 乗 の の 煙 l 隆 状 設 設 の ロ	況保の状	: 積の: 確	及び面	の構造	う。)	とい	ロビー	乗降	下単に	-	降ロビ	する乗	に規定	第三項	三の三	条の十	二十九	令第百
															7	規	<u>+</u>	 令
こ 規 十 名	7														_	/ "		
こ 規 十 年 と 定 三 第 に の 音 適 三 三	ĵ														こと。	定に適	三の三	第百二
大 規 大 規 に 適 合 し ない の 1 り の の り の の り の の り の り い の り い い い い い い い い い い															ريحا	規定に適合しない	三の三第三項	令第百二十九条

						1 PH	<u> </u>															_
(2 3)				$\widehat{\underbrace{1}_{6}}$	4	別記																
天井		分する部	内に面	壁の室	建築物の							<u> </u>	十 五	(1=1				<u> </u>	十四	(11)		_
築物の天井 規定する建 の 5 各項に	室内に面す	築物の壁の	の5各項に	令第128条	1																	
							状 る 窓 の	のでき	くこと	つて開	に向か	の外気	ビ 等	乗降口	状況	作動の	設備の	の排煙	ビ <u>ー</u> 等	乗降口	況	置の状
														(略)					ないこと。	排煙設備が作動し		
																				か作動し		
																						_
$ \begin{array}{c c} \hline 2 & 2 \\ 4 & 3 \end{array} $				<u>1</u> 6	4	 別 記																
(2 2 4 3) 天井		分する部	内に面	(16) 壁の室	建築物]]別 記						<u> </u>	十五)	十四	(11)		
				壁の室	建築物の	別記							十五	(1-1)						(11.1		
		分 の壁の室内			建築物の	別記	況窓の	でき			 向か				沢	動の			十四			_
				壁の室	建築物の	別記	況窓の状	できる	ことの	て開く	向かつ	外気に		(三) 乗降口	况	動の状	備の作		十四	(三) 乗降口		
				壁の室	建築物の	別記	況窓の状	できる	ことの	て開く	向かつ		ビーの		况	動の状	備の作		十四ビーの	乗降口		
				壁の室	建築物の	別記	況窓の状	できる	ことの		向かつ		ビーの	乗降口	况	動の状	備の作		十四ビーの	乗降		

																		ı				
							(2 8)										$\widehat{\stackrel{2}{7}}$				$\begin{pmatrix} 2 \\ 6 \end{pmatrix}$	
																		のに限る。)	他これらに類するも	防火シャッターその	防火設備(防火扉、	する部分の室内に面
	の状況の適合	る基準につ	第一第一号	百六十三号	示第二千五	年建設省告	昭和四十八	の状況	り戸の設置	おけるくぐ	防火設備に	設置された	他の通路に	、階段その	主たる廊下	上へ通じる	居室から地	状況	備の設置の	した防火設	区画に対応	
2 9							2 8										$\widehat{2}$				(2 6)	
(2 9)							2 8										2 7	限る。)	れらに類するものに	シャッターその他こ	防火設備	部分の内に面する
	の状況いての適合	る基準につ口に規定す	第一第一号	百六十三号	示第二千五	年建設省告		の状況	り戸の設置	おけるくぐ	防火設備に	設置された	他の通路に	、階段その	主たる廊下	上へ通じる		<u> </u>	類するものに	シャッターその他こした防火設	防火設備(防火	部分内に面する
	の状況いての適合	る基準につってに規定す	第一第一号	百六十三号		年建設省告		の状況	り戸の設置	おけるくぐ	防火設備に	 	他の通路に	、階段その	主たる廊下	Lへ通じる	居室から	<u> </u>	類するものに		防火設備(防火戸、区	部分のおります。

$\begin{array}{c c} & & \\ \hline & 3 \\ \hline 4 \\ 5 \end{array}$	(3 3)	3 2	3 1	(3 0)	(2 9)	
	況の常状品	害は備常況	は備常状び	・枠 備 常	放防	
	況 の 間 形 の 形 の が 形 の が 水 ボ 形 の が 水 ボ の が が の が が が が が が が が が が が が が	害 は 備 常 況 は 作 閉 防 内 別 所 次 る 物 障 又	は 備 常 状 び 損	枠の劣化及と	放方向の開	
$ \begin{array}{c c} & 3 \\ \hline & 5 \\ \hline & 6 \end{array} $	3 4	3 3	3 2	3	(3 0)	
	定の状況 常時閉鎖	放な動閉置るの鎖	動 閉 防の 鎖 火	傷劣本の化体	放防の装質が火状置が	作に知又に 動閉しはお
	状 戸 閉 況 の 鎖 固 の	放る動開置の際では、	動 閉 防 の	傷の状況 損の	放防が光間の表面の設定を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を	作りのでは、 を関し、 を関いますが、 では、 がは、 では、 がは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で

等 設備 他のの 非常用エレベ 乗降 開選	特別避難階段 特別避難階段 特別避難階段 特別避難階段 特別避難階段 特別避難階段 付室等の排 日本	特別避難階段 特別避難階段 特別避難階段 特別避難階段 特別避難階段 付室等の別 一をの							(3 5)				$\widehat{\overset{3}{\overset{4}{}}}$				(3 3)					$\begin{pmatrix} 2 \\ 2 \end{pmatrix}$			$\widehat{\underbrace{\begin{array}{c}2\\1\end{array}}}$			$\widehat{\underbrace{\begin{array}{c} 2 \\ 0 \end{array}}}$	5
特別避難階段 付室等の排 特別避難階段 付室等の排 上夕	(3 3 4) 等 (2 2 0) 階段 特別避難階段 (3 3 3 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	特別避難階段 特別避難階段 付室等の排煙 1	_						<u> </u>				<u>-</u>	等	設	他						۷			<u></u>				避
選難階段 付室等の排 (2 0) 階段 特別避難階段 (2 1) 開エレベ (3 5) (3 4) 等 備 (3 5) (2 1) 避乗 が記等 (3 5) (3 4) 第 6 (4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	田 上 上 上 上 上 上 上 上 上	日	_												備	の	0)												難施到
(3 3 (2 2 2 2 0) (3 3 2 1) (3 3 2 1) 等 設 他の 非常用エレベ 「	(3 3 3 2 2 2 0 8 2 3 3 2 1 0 8 2 2 1 0 8 2 2 1 9 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(3 3 3 2 2 2 2 3 5 4 3 3 2 1 0 階段 特別避難階段														- ター	エレ											行別避難階段	可等
(3 3 (2 2 2 2 0) (3 3 2 1) (3 3 2 1) 等 設 他の 非常用エレベ 「	(3 3 (2 2 2 2 3 5) (3 3 2 1 0) 等 設 他の 非常用エレベ 特別避難階段	(3 3 (2 2 2 2 3 5 4 3 3 2 1 0 を	況	きる落の事	きる窓の犬	くことので	向かつて開	等の外気に	口	状況	\mathcal{O}	等の排煙設	F.		備の設置の	等の排煙設	乗降ロビー	の状況	のできる窓	て開くこと	気に向かつ	付室等の外	動の状況	煙設備の作	付室等の排	置の状況	煙設備の設	0)	
3 3 2 2 2 0 0 単葉 が記令 を	3 3 2 2 2 0 等 設 他 で	3 3 2 2 0 1 0 1 1 1 1 1 1 1								ı				ı															
3 3 2 2 2 0 0 単葉 が記令 を	3 3 2 2 2 0 0 階段 施設 で	3 3 2 2 2 0 等 設 他 で																											
3 3 2 2 2 0 0 単葉 が記令 を	3 3 2 2 2 0 0 階段 施設 で	3 3 2 2 2 0 等 設 他 で																											
	A	A																											5
用	用	用							(35)				3 4				(3 3)					(2 2)			$\widehat{2}$ 1			2 0	5
									(35)				34)	等	設備	他の	そ					(2 2)			2 1				
									(35)				3 4	等	設備	Ì	その 非常用エレ					2 2			2 1			階段	
				で落め物質	る窓の犬兄	ことのでき	かつて開く	の外気に向		況	動の	の排煙設備	乗降ロビ	況		ーター	その 非常用エレベ 乗降ロビ		できる窓の	開くことの	向か	付室		\mathcal{O}	付室の	の状況	設備の設置	階段 特別避難階段 付室の	避難施設等

除して構いません。 建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削 号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該 号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番

3

「当該調査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36

④ ~ ③ (略)

- は削除して構いません。

 | 3 | 「当該調査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36 | ③ 「当該調査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36 | ③ 「当該調査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36 |
- ④ √ ③ (略)